

広島市規則第22号

令和7年3月11日

広島市火災予防規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市火災予防規則の一部を改正する規則

広島市火災予防規則（昭和37年広島市規則第46号）の一部を次のように改正する。

第2条中「規定による証票は、別記様式のとおりとする」を「証票の様式は、消防長が別に定める」に改める。

別記様式を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。